伊豆大島漁業協同組合及び八丈島漁業協同組合

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

伊豆大島漁業協同組合(設立:平成15年7月)及び八丈島漁業協同組合(設立:平成13年6月)(以下「組合」という。)は、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき、組合員の経済的社会的地位の向上と漁業の生産力の増進を図ることを目的として、主として次の事業を行っている。

- ア 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設の設置
- イ 組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売
- (2)都との関係

都は、組合が行う事業に対し、表1のとおり、補助金を交付している。

(表1)補助金の交付状況等

(単位:千円)

事業名	伊豆大島漁業協同組合		八丈島漁業協同組合		対象事業等の内容
一	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	对象事来等 0万百
サメ被害防除 対策事業費補 助金	0	1, 040	1, 500	1, 500	組合が行うサメ被 害防除対策事業に 要する経費

2 組 織

(1) 伊豆大島漁業協同組合

組合は、事務所を大島町波浮港1番に置き、役員14名(代表理事組合長1名、副組合長1 名、理事10名、監事2名)(全員非常勤)及び職員10名で構成されている。

(2) 八丈島漁業協同組合

組合は、事務所を八丈町三根4,206番に置き、役員15名(代表理事1名、副代表理事1名、理事10名、監事3名)(全員非常勤)及び職員19名で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成18年度及び平成19年度の補助事業について実施した。

- 2 実地監査期間
- (1) 産業労働局

平成20年5月22日

(2) 伊豆大島漁業協同組合 平成20年6月20日

(3) 八丈島漁業協同組合 平成20年5月30日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成18年度及び平成19年度における補助事業の実績は、表2及び表3のとおりであり、 事業は補助目的に沿って適正に執行されているものと認められる。

(表2) サメ被害防除対策事業実績(伊豆大島漁業協同組合)

(単位:千円)

年	度	実施回数	参加隻数	駆除尾数	補助対象事業費	補助金額
平成 1	9年度	2	5 9	2	1, 387	1, 040

(注)補助率は、補助対象事業費の4分の3である。

(表3) サメ被害防除対策事業実績(八丈島漁業協同組合)

(単位:千円)

年 度	実施回数	参加隻数	駆除尾数	補助対象事業費	補助金額
平成18年度	2 7	5 8	3 7	2, 055	1, 500
平成19年度	2 1	5 8	2 9	2, 058	1, 500

(注)補助率は、補助対象事業費の4分の3である。